

# 宮城県議会議員一般選挙臨時啓発業務の委託に関する 企画提案募集要項

## 第1 募集事項

### 1 業務名

宮城県議会議員一般選挙臨時啓発業務

### 2 趣 旨

この要項は、宮城県（以下「県」という。）が宮城県議会議員一般選挙臨時啓発業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 3 業務内容

別紙「宮城県議会議員一般選挙臨時啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 契約期間

契約締結の日から宮城県議会議員一般選挙投票日の1か月後まで

### 5 事業費（委託上限額）

金19,327,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金1,757,000円）

## 第2 応募資格要件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 県内に本支店又は営業所を有すること。
- (3) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県公示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (4) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

## 第3 スケジュール

企画提案募集開始	令和5年6月28日（水）
質問受付期限	令和5年7月19日（水）午後5時
企画提案参加申込書提出期限	令和5年7月28日（金）午後5時
企画提案書提出期限	令和5年7月31日（月）午後5時
企画提案プレゼンテーションの実施	令和5年8月7日（月）予定
選定結果通知	令和5年8月中旬
契約締結	令和5年8月下旬

## 第4 応募手続

### 1 質 問

本業務への質問がある場合は、次により質問書（様式第3号）を提出すること。

- (1) 受付期限 令和5年7月19日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、県選挙管理委員会ホームページに掲載する。また、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

### 2 企画提案参加申込書の提出

企画提案の参加を希望する者は、次により参加申込書（様式第1号）及び宣誓書（様式第2号）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年7月28日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。

### 3 企画提案書の提出

- (1) 提出書類（全てA4判で提出すること。）

イ 企画提案書（任意様式）：8部

ロ 事業経費見積書（任意様式）：8部

- (2) 企画提案事項 別紙「企画提案書の構成」のとおり

- (3) 提出期限 令和5年7月31日（月）午後5時

- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）

- (5) 留意事項

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ロ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

(イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

(ロ) 同一の事業者が同一の臨時啓発業務について2つ以上の企画提案書等を提出した場合

(ハ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(ニ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

(ホ) 下記のプレゼンテーションに参加しなかった場合

ハ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

ニ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

ホ 本業務の実施に関して、県と業務委託候補者を協議の上、決定する。また、業務委託後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階  
宮城県総務部市町村課

電話番号 022-211-2334

ファクシミリ番号 022-211-2299

メールアドレス jinkan@pref.miyagi.lg.jp

担当 行政第二班

## 第5 業務委託候補者の選定

県は、企画提案者の中から本業務の受注者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、企

画提案者によるプレゼンテーション及び選考委員による評価を実施し、委員毎に下記（４）の審査項目の合計点数の高い順に企画提案者の順位付けを行い、全委員の順位を合計した値を順位合計とし、順位合計の最も少ない企画提案者を業務委託候補者として選定する。なお、順位合計が同じときは、下記（４）の審査項目①においてより多くの合計点を獲得した企画提案者を業務委託候補者とする（審査項目①の合計点が同じときは審査項目②、審査項目②の合計点が同じときは審査項目③、審査項目③の合計点が同じときは審査項目④、審査項目④の合計点が同じときは審査項目⑤においてより多くの合計点を獲得した企画提案者を業務委託候補者とする）。ただし、全委員の合計点数が満点の６割に満たない企画提案者は業務委託候補者とはできない。

企画提案者が１者の場合も審査を行い、全委員の合計点数が満点の６割以上で、かつ適切に業務を実施できると判断される場合は当該企画提案者を業務委託候補者とする。また、企画提案者がいない場合又は審査の結果、業務委託候補者がいない場合は、再度、企画提案を募集するものとする。

（１）開催日 令和５年８月７日（月）（予定）

（２）開催場所 本庁分庁舎（漁信基ビル）５０１会議室（仙台市青葉区本町三丁目６番１６号）

（３）企画提案者によるプレゼンテーション

イ プレゼンテーションへの出席者は、事業者ごとにそれぞれ２名以内とする。

ロ １事業者当たりの持ち時間は、２５分以内（説明２０分以内、質疑応答５分以内）とし、県が、後日指定する時間割により事業者ごとに行う。

ハ プレゼンテーションは、パソコン（パワーポイント等）等を使用することができる。ただし、パソコン等その他の機器は企画提案者が持参すること。プレゼンテーションの際にプロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。また、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

ニ 企画提案者から希望がある場合にはWEB会議システム（Cisco Webex Meetings）によるプレゼンテーション及び質疑応答にも対応可能のため、企画提案参加申込書の提出時に併せてその旨を申し出ることとする。

（４）審査内容

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目	審査の視点	配点
①啓発キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層やファミリー層などを主なターゲットとし、企画内容、実施方法等が効果的な内容となっているか。</li> <li>・企画コンセプトを明確に打ち出し、有権者の選挙への関心を喚起し、投票意欲を高める内容となっているか。</li> <li>・独自提案に創意工夫が見られ、効果的な内容となっているか。</li> </ul>	１０点
②Web広告の実施	①に同じ	１０点
③テレビスポットCM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層を意識しつつも、主に幅広い年齢層に受け入れられ、啓発効果がある内容となっているか。</li> <li>・企画コンセプトを明確に打ち出し、有権者の選挙への関心を喚起し、投票意欲を高める内容となっているか。</li> <li>・投票日や期日前投票制度について、有権者に直接的に分かりやすい形で提供される内容となっているか。</li> </ul>	１０点
④委託業務全般に係る費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より少ない費用で、より大きな啓発効果を生み出す内容となっているか。</li> </ul>	１０点
⑤総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査項目①～④以外の要素も考慮し、総合的に判断して、県議会議員一般選挙の啓発事業として効果的なものとなっているか。</li> <li>・特定の政党、候補者を連想させず、明るくきれいな選挙をイメージさせる内容となっているか。また、障がいの有無や能力の如何を問わず認識できる公平性、受け取る側に対して否定的なイメージを抱かせない公益性を考慮したものとなっているか。</li> <li>・企画提案どおりに業務を遂行するための体制が整っているか。</li> </ul>	１０点

（５）審査結果

選定結果については、後日、企画提案者全てに対し文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお、選定結果に関する質問には応じない。

## 第6 その他

- (1) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

## 第7 問い合わせ先

宮城県総務部市町村課 担当：行政第二班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階

電話番号 022-211-2334 ファクシミリ番号 022-211-2299

メールアドレス jinkan@pref.miyagi.lg.jp